五戸町障害福祉計画 第2期計画

平成21年 9月

五 戸 町

目 次

第	1	章	計	画	策	定し	に	あ	た	つ	て																							
	1	Ē	計画	策	定	の調	趣'	旨	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		1
	2	Ē	計画	(D)	位制	置~	づし	ナ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		2
	3	Ē	計画	(D)	期	間	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		2
第	2	章	計	画	の;	基	本ι	约	理	念																								
	1	Ž	基本	理.	念	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		3
	2	=	計画	(D)	基	本的	的	な:	考	え	方	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		4
第	3	章	五	戸	町	の	章:	書	者	の	現	状																						
	1	,	人口	•	世	帯	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		5
	2	ß	章害	者	のも	惟和	多	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р		6
	3	ß	章害	福	祉	サー	_	Ľ,	ス	別	支	給	実	績	لح	評	価	•		•		•	•	•					•		•	Р		7
	4	ţ	也域	生	活:	支担	爱-	事	業	別	支	給	実	績	لح	評	価	•	•	•	•	•	•	•							•	Р	1	7
第	4	章	目	標	値	の	没:	定																										
	1	力	 包設	入,	所	者(D :	也:	域	生	活	移	行	に	関	す	る	目	標	値	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	5
	2	-	入院	中	のキ	精礼	伸	章:	害	者	(T)	地	域	生	活	~	の;	移	行	•		•	•	•					•		•	Р	2	6
	3	礻	畐祉	施	設	カコロ	。 ら-	-	般	就	労	^	(T)	移	行	•	•	•		•		•	•		•	•	•	•		•		Р	2	6
第	5	章	障	害	福	祉、	サ	_	ビ	ス	の	種	類	ع	見	込	量																	
	1	į	方問	系	サ・	<u> </u>	٣,	ス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	8
	2	١	日中	活	動;	系-	サ・	_	ピ	ス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	2	9
	3	ļ	居住	系	サ・	<u> </u>	<u>ل</u> ر.	ス	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	Р	3	4
	4	ţ	也域	生	活:	支担	爱	事	業	•			•	•	•	•	•	•		•		•	•									Р	3	7
第	6	章	計	画	の	推	進	•	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	Р	4	4

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

障害者施策においては、「支援費制度」が平成 15 年 4 月に導入され、利用者が必要な障害福祉サービスを自ら選択して、事業者と対等な関係でサービスを利用できるようになり、利用者本位の多様性をもったサービス提供が行われるようになりましたが、支給決定のプロセスの不透明さや、サービス提供基盤の差による地域間格差の広がり、また、急増するサービス需要に対応する安定的な財源が確保がされていないことなどの制度の課題が指摘されるようになり、こうした課題に対処するため、「障害者自立支援法」が平成 18 年 4 月から施行され、障害福祉施策は大きく転換することになりました。

障害者自立支援法では、①障害種別に関係なく一元化したサービスの提供、②障害程度区分に基づく支給決定プロセスの透明化・明確化、③就労支援を抜本的に強化、④身近な市町村を主体としたサービス提供、⑤サービス費用を皆で負担しあう仕組みの強化などを施策の柱にしています。

また、旧体系の福祉施設が新しいサービス体系へ完全移行する平成 23 年度末を目標として、障害福祉サービス等の必要量やその確保のための方策を定める市町村障害福祉計画の策定が義務化され、本町では、平成 19 年 3 月に「五戸町障害福祉計画(第 1 期:平成 18 年度から平成 20 年度)」を策定し、障害福祉サービス等を推進する仕組みづくりに取り組んできました。

第2期障害福祉計画は、障害者自立支援法施行3年経過に伴う抜本的な制度の見直しの方向性も視野に入れながら、平成23年度の目標に至る中間段階として位置づけられる第1期障害福祉計画の実施状況を踏まえて策定します。

2 計画の位置づけ

○計画の法定根拠

本計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、サービスの提供体制の確保に関する目標等を定めるものです。

○計画の位置づけ

本計画は、本町総合計画の分野別計画(障害者分野)に位置付けられます。 なお、本計画は障害者施策における生活支援施策に関する実施計画的なものであり、 本町の障害者施策、関連計画及び青森県障害福祉計画との整合を図っています。

3 計画の期間

本計画は、旧体系の福祉施設・事業所が新しいサービス体系へ移行を完了する平成 23 年度を目標年度とし、3 年間を 1 期として策定するため、平成 21 年度から平成 23 年度までを第 2 期計画期間とします。

また、平成 21 年度以降の障害者自立支援法の抜本的な見直し等の状況により、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。

第1期計画期間	第2期計画期間
平成 18 年度から平成 20 年度	平成 21 年度から平成 23 年度
(平成 18 年度から平成 20 年度 障害者自立支援法に伴う新サービス体系への移行 第 1 期計画 (平成 19 年 3 月末策定) 国の基本指針に即して、指定障害者福祉サービ ス及び相談支援事業、地域生活支援事業の見込 み量を設定	期間(平成23年度末までに移行完了) 第2期計画 (平成21年 月 策定) 第1期の実績を踏まえ第2期計画を策定 ・第1期計画の進捗状況等の分析、評価 ・第2期計画における課題等の整理 ・課題を踏まえた着実なサービス基盤整備 に対する取組の推進
	これらを念頭に置きつつ数値目標及びサー ビス見込み量を適切に見込む
	ビス見込み量を適切に見込む

第2章 計画の基本的理念

市町村障害福祉計画の策定にあたって国が示した基本指針では、3つの基本的理念とサービスの提供体制の確保に関する基本的考え方を示しています。

本町においては、国の基本指針で示された3つの基本的理念を本計画推進の基本的な考え方として掲げ、障害福祉サービスの充実に努めていきます。

1 基本的理念

(1) 障害のある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーション理念に基づき、障害の種別、程度を問わず、障害のある人が 居住する場所や必要とする障害福祉サービスを自ら選択し、自立と社会参加を図って いくことを可能とする地域社会の構築を目指し、障害福祉サービスの提供基盤の整備 を計画的に進めます。

(2) 三障害に係る制度の一元化と市町村を実施主体とする仕組みへの転換

障害福祉サービスの提供にあたって、従来、身体障害、知的障害、精神障害と障害種別ごとに分かれていた制度が一元化されたことや、サービスの実施主体が市町村を中心とすることになったことを踏まえ、より地域の実態把握に努めるとともに、地域における社会資源の有効活用を図ります。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

障害のある人の自立支援を推進するため、地域生活への移行や就労支援といった新たな課題に対応したサービス提供基盤の整備を進めます。

2 計画の基本的な考え方

(1) ニーズに応じた訪問系サービス・日中活動系サービス等の提供

障害種別に関わりなく、ニーズに応じた訪問系サービス(居宅介護、行動援護等) 及び日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援等)の提供体制の充実 を図ります。

(2) 施設入所・入院から地域生活への移行推進

地域における居住の場としてのグループホームやケアホームの充実を図るとともに、 自立訓練事業等を推進し、病院や福祉施設への入院入所から地域生活への移行を進め ます。

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行を支援するサービス等を充実させることにより、障害のある人の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設における雇用の場を拡大するよう努めます。

(4) 相談支援体制の整備

障害のある人が適切に障害福祉サービス等を利用し、地域において自立した生活を 送ることができるよう相談支援体制の整備を進めます。

第3章 五戸町の障害者の現状

1 人口・世帯 (町の概況)

本町の総人口の推移を見ると、第 1 期計画策定時である平成 18 年 3 月末現在 21,012 人から平成 21 年 3 月末現在 20,062 人と、3 年間で 950 人減少しておりますが、65 歳以上の高齢者人口については平成 18 年 3 月末現在 5,679 人から平成 21 年 3 月末現在 5,820 人と、逆に 141 人増加しております。

総人口の推移

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
総人口	21,561	21,316	21,012	20,689	20,359	20,062

年齢別人口

区分	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度
18 歳未満	3,995	3,828	3,663	3,467	3,317	2,996
18~64 歳	11,976	11,852	11,652	11,451	11,255	11,246
65 歳以上	5,590	5,636	5,697	5,771	5,787	5,820

2 障害者数の現状

(1) 身体障害者

障害者手帳交付者は等級別では1級が最も多く、手帳所持者の48.7%、 障害種別では、 肢体不自由が最も多く、手帳所持者の61.9%を占めています。

障害者手帳の新規交付等における手帳所持者は増加傾向で推移しております。

身体障害者手帳所持者の現状

区 分	1級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	合計
視覚障害	30	11	4	3	4	4	56
聴覚・平衡機能障害	0	10(1)	5	6	0	23	44(1)
音声・言語・	0	0	7	3			10
そしゃく機能障害	0	0	1	3			10
肢体不自由	237(5)	113(4)	74(1)	75	35(1)	18	552(11)
内部障害	167(3)	1	35	26			229(3)
合 計	434(8)	135(5)	125(1)	113	39(1)	45	891(15)

(2) 知的障害者

愛護手帳所持者は、B判定の所持者がA判定の所持者を上回っております。 愛護手帳の新規交付における手帳所持者は増加傾向で推移しております。

愛護手帳所持者の現状

年度	交付総数	障害程	度別	児者別		
平 及	文 的 秘 教	A	В	児	者	
平成 20 年度	175	57	118	36	139	

(3)精神障害者

精神障害者保健福祉手帳所持者は、多い順に1級、2級、3級の順となっています。 精神障害者保健福祉手帳所持者の新規交付における手帳所持者は増加傾向で推移しております。

精神障害者手帳所持者の現状

	交付総数	1級	2 級	3級
平成 20 年度	107	54	46	7

3 障害福祉サービス別支給実績と評価

(1) 訪問系サービス

【主な事業内容】

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅での入浴・排泄・食事等の身体介護、 洗濯・掃除等の家事援助を行います。	障害程度区分1以上の方
重度訪問介護	居宅介護に加え、外出時の移動中の介護な どを総合的に行います。	重度の肢体不自由者で常に介護 を必要とする障害程度区分4以 上の方
行動援護	行動の際に生じ得る危険を回避するため の援護や、外出時の移動中の介護などを行 います。	知的障害又は精神障害によって 行動上著しく困難であり、常に介 護を必要とする障害程度区分3 以上の方
重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする障害福祉サービ スを包括的に行います。	介護の必要度が著しく高く、常に 介護を必要とする、障害程度区分 6の方

【現状と実績】

平成 20 年 11 月時点で、居宅介護の利用者が 11 名、重度訪問介護の利用者が 1 名となっており、行動援護 及び重度障害者等包括支援の利用者はおりません。

利用実績については計画値を下回っておりますが、これは、障害福祉サービス事業所の新体系移行時期が平成 21 年度以降に集中したことも要因として考えられ、平成 21 年度以降の障害福祉サービス事業所の新体系移行に伴い、利用実績も大幅に増加するものと思われます。

■サービスの見込量と実績値

マハ マハ	平成 1	8年度	平成 1	9 年度	平成 20 年度		
区分	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
居宅介護							
重度訪問介護	77	54.5	93.5	57.5	110	106.5	
行動援護	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	
重度障害者等包括支援							

(2) 日中活動系サービス

●生活介護

【主な事業内容】

常時介護を必要とする方に対し、地域や入所施設において、食事・入浴・排泄等の介護や、創作的活動 又は軽作業等の生産活動の機会を提供します。

【利用対象者】

常時介護を必要とする者であって次のいずれかに該当する方

- ①49歳以下で障害程度区分3以上(施設入所は区分4以上)の方
- ②50歳以上で障害程度区分2以上(施設入所は区分3以上)の方

【現状と実績】

平成 20 年 11 月時点での利用者は3名で、利用実績については計画値を大幅に下回っております。 これは、障害福祉サービス事業所の新体系移行時期が平成 21 年度以降に集中したことも要因として考えられ、平成 21 年度以降の障害福祉サービス事業所の新体系移行に伴い、利用実績は大幅に増加するものと思われます。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 18	8年度	平成 1	9 年度	平成 20 年度		
ムガ	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
生活介護	39 人日	44 人日	209 人日	63 人日	275 人日	41 人日	

●自立訓練(機能訓練)

【主な事業内容】

地域生活を営む上で必要となる身体機能・生産能力の維持・向上を図るため身体的リハビリテーション や家事等の訓練を行います。

【利用対象者】

- ①医療機関や入所施設を退院・退所し地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続 や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- ②盲・ろう・養護学校を卒業し地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

【現状と実績】

平成 20 年 11 月時点では 4 名の方が利用し、利用実績はおおよそ計画値どおりとなっております。なお、 当該サービスについては、サービス提供事業所が少ないため、利用そのものが少なくなっております。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 1	8年度	平成 1	9 年度	平成 20 年度		
込 ガ	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
自立訓練(機能訓練)	22 人日	8人目	32 人日	37 人日	42 人日	40 人日	

※実績値について、平成18、19年度は3月分の実績、平成20年度は11月分の実績を計上しております。

●自立訓練(生活訓練)

【主な事業内容】

地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の支援を行います。

【利用対象者】

- ①医療機関や入所施設を退所・退院し地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援 が必要な方
- ②養護学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活 能力の維持・向上などの支援が必要な方

【現状と実績】

平成 19 年度 3 月時点では 11 名の方が利用し、利用実績についてはおおむね計画値どおりとなっておりましたが、平成 20 年 11 月時点における利用者は 4 名と大幅に減少しており、実績値についても計画値を大幅に下回っております。

これは、サービス提供事業所の年度途中におけるサービス種別の変更に伴い、利用者についてもサービス内容の変更を行ったことから、大幅に減少したものであります。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 1	8年度	平成 1	9 年度	平成 20 年度		
区ガ	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
自立訓練(生活訓練)	128 人日	135 人日	198 人日	200 人日	264 人日	40 人日	

●就労移行支援

【主な事業内容】

一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより、事業所内や企業等において作業や実習を実施し、適正にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

【利用対象者】

65 歳未満であって、一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、 実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる方

【現状と実績】

平成20年11月時点での利用者は31人で、利用実績は計画値を大幅に超えております。

今後、サービス利用期間が満了する方が多数おり、また、サービス提供事業所におけるサービス種別の変更が見込まれ、当該サービスにおける利用者及び利用実績については、横ばい、あるいは増加傾向で推移するものと思われます。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 18 年度		平成 1	9 年度	平成 20 年度		
	見込量	実績値	見込量 実績値		見込量	実績値	
就労移行支援	23 人日	26 人日	132 人日	220 人日	154 人日	335 人日	

●就労継続支援A型(雇用型)

【主な事業内容】

事業所内において、雇用契約に基づいて就労や生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対して、一般就労への移行に向け必要な支援、指導等を行います。

【利用対象者】

- 65 歳未満であって、次のいずれかに該当する方
- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ②盲、ろう、養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③就労経験があり、現在、雇用関係のない方

【現状と実績】

平成 19 年度までは当町及び近隣市町村におけるサービス提供事業所が少なく、利用実績がありませんでしたが、平成 20 年 11 月時点では 2 名の方が利用しており、利用実績はおおむね計画値どおりとなっております。

当該サービスについては、サービス提供事業所が少ないため、利用そのものが少ないものとなっております。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 18 年度		平成 1	9 年度	平成 20 年度		
	見込量	実績値	見込量 実績値		見込量	実績値	
就労継続支援(A型)	0 人日	0人日	0人日	0 人日	22 人日	29 人日	

※実績値について、平成18、19年度は3月分の実績、平成20年度は11月分の実績を計上しております。

●就労継続支援B型(非雇用型)

【主な事業内容】

事業所内において就労や生産活動等の機会を提供(雇用契約を結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対して、一般就労への移行へ向け必要な支援、指導等を行います。

【利用対象者】

次のいずれかに該当する方

- ①企業等や就労継続支援A型での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方
- ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった方
- ③50歳に達しており就労が困難と判断された方
- ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された方

【現状と実績】

平成20年11月時点での利用者は5名で、利用実績はおおむね計画値どおりとなっております。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 18 年度		平成 1	9 年度	平成 20 年度		
丛 ガ	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
就労継続支援(B型)	30 人日	29 人日	74 人日	52 人日	118 人日	81 人日	

●療養介護

【主な事業内容】

医療機関への長期入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護、機能訓練や日常生活上の相談支援、声がけや聞き取り等のコミュニケーション支援を行います。

【利用対象者】

医療機関への長期入院による医学的ケアに加え、常時の介護を要する、次のいずれかに該当する方

- ①筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分 6 の方
- ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で障害程度区分5以上の方

【現状と実績】

利用対象者がおらず、平成20年11月時点で当該サービスの利用実績はありませんが、必要に応じサービスを提供する必要があります。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 1	8年度	平成 1	9 年度	平成 20 年度		
丛 ガ	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
療養介護	0 人	0人	0人	0人	1人	0 人	

※実績値について、平成18、19年度は3月分の実績、平成20年度は11月分の実績を計上しております。

●児童デイサービス

【主な事業内容】

肢体不自由児施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作等の習得、集団生活への適応訓練等の療育を行います。

【利用対象者】

療育を行う必要がある 18 歳未満の障害児

【現状と実績】

平成20年11月時点での利用者は6名で、利用実績は計画値を下回っております。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 1	8年度	平成 1	9 年度	平成 20 年度		
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
児童デイサービス	54 人日	42 人日	69 日	44 人日	84 人日	50 人日	

●短期入所

【主な事業内容】

障害者支援施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【利用対象者】

居宅で介護を行う方が病気やその他の理由により介護ができない場合であって、障害者支援施設等への 短期間の入所を必要とする方。

【現状と実績】

平成20年11月時点での利用者はおりませんが、必要に応じサービスを提供する必要があります。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 1	8年度	平成 1	9 年度	平成 20 年度		
込 ガ	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
短期入所	6人目	31 人日	8人日	31 人日	10 人日	0 人日	

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援があります。

●共同生活援助(グループホーム)

【主な事業内容】

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【利用対象者】

就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者及び精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営むうえで、相談や日常生活上の援助を必要とする方

●共同生活介護(ケアホーム)

【主な事業内容】

主に夜間に共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の援助を行います。

【利用対象者】

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者及び精神障害者であって、地域で自立 した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護、日常生活上の援助を必要とする障害程度区分2以上の 方。

【現状と実績】

平成 20 年 11 月時点での利用者は、共同生活援助(グループホーム)が 8 名、共同生活介護(ケアホーム)が 4 名で、利用実績はおおむね計画値どおりとなっております。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 18 年度		平成 1	9 年度	平成 20 年度		
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
グループホーム	11 人	11 /	19 /	19 /	1 E J	10 /	
ケアホーム	11 人	11 人	12 人	13 人	15 人	12 人	

●施設入所支援

【主な事業内容】

介護が必要な方や通所が困難な方で、自立訓練又は就労移行支援を利用している方に対し、居住の場を 提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

【利用対象者】

次のいずれかに該当する方

- ①生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の方(50歳以上の場合は障害程度区分3以上)
- ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方

【現状と実績】

平成 20 年 11 月時点での利用者は 5 名で、計画値を大幅に下回っております。これは、第 1 期計画時点では、サービス提供事業所が早期に旧体系から新体系へ移行すると見込んでおりましたが、大多数の事業所が平成 21 年度以降に新体系移行を予定したため、計画値を大幅に下回る結果となりました。

このことから、平成 21 年度以降の障害福祉サービス事業所の新体系移行に伴い、利用実績は大幅に増加するものと思われます。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 1	8年度	平成 1	9年度	平成 20 年度		
	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
施設入所支援	67 人	3 人	68 人	3 人	67 人	5 人	

(4) 相談支援(サービス利用計画作成)

【主な事業内容】

相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、福祉サービスの利用に関する計画(サービス利用計画)を作成するとともに、各サービスの実施状況を把握し、福祉サービス事業者等と連絡調整等を行います。

【利用対象者】

障害福祉サービス(自立支援給付)を利用するため支給決定を受けた方のうち、次のいずれかに該当する方。

- ①入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする方
- ②ひとり暮らしの知的障害者や精神障害者、極めて重い身体障害者であって、自ら福祉サービスの利用 に関する連絡・調整ができない方。
- ③重度障害者等包括支援の対象者であって、障害福祉サービスの支給決定を受けた方

【現状と実績】

平成 20 年 11 月時点において利用実績はありませんが、必要に応じてサービスを提供する必要があります。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 1	8年度	平成 1	9 年度	平成 20 年度		
ムガ	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
相談支援 (サービス利用計画作成)	3 人	0人	4 人	0人	5 人	0人	

4 地域生活支援事業別支給実績と評価

(1) 相談支援事業(必須事業)

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供、 権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう 支援を行います。

【主な事業内容】

●障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、こうした相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化等を推進します。

●相談支援事業機能強化事業

社会福祉士、保健師、精神障害者福祉士等の専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

●住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援 することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。

【現状と実績】

五戸町では、一般的な相談支援や地域自立支援協議会の運営を行う「障害者相談支援事業」を担当 課において実施しております。また、そのほかの事業を含めた総合的な相談支援事業を、町外にある 5つの障害者地域活動支援センターへ業務委託しております。

計画値及び実績値については、五戸町において実施している事業のみを計上しており、町外の障害 者地域活動支援センターへの業務委託分については計上しておりません。

■サービスの見込量と実績値

区分	平成 1	平成 18 年度		平成 19 年度		0 年度
区分	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
障害者相談支援事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
ア 障害者相談支援事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
イ 地域自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
ウ 障害児等療育支援事業						
市町村相談支援機能強化事業	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所
住宅入居等支援事業	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所
成年後見制度利用支援事業	0ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所	1ヶ所	0ヶ所

(2) コミュニケーション支援事業(必須事業)

【主な事業内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、 手話通訳や要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介するため手話通訳者、要約 筆記者等の派遣等を行います。

【利用対象者】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

【現状と実績】

五戸町では当該事業を(社)青森県ろうあ協会への業務委託により実施しております。

平成 21 年 3 月時点の延べ利用者数は 2 名で、計画値を下回っており、当該事業利用対象者等への周知及び関係機関等との連携を図りながら事業を展開していく必要があります。

■サービスの見込量と実績値

	区分		平成 18 年度		平成 19 年度		0 年度
<u> </u>		見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
ア	手話通訳者派遣事業	1人	1人	2 人	0 人	3 人	2 人
イ	要約筆記者派遣事業	0人	0人	1人	0人	1人	0人
	視覚その他障害のための 意思疎通の仲介支援事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	合 計	1人	1人	3 人	0人	4 人	2 人

(3) 日常生活用具給付等事業(必須事業)

【主な事業内容】

重度障害のある人に対して、身体介護を支援する介護訓練支援用具、入浴や移動などの自立生活を支援する自立支援用具、またはストマ用装具などの排せつ管理を支援する排泄管理支援用具など、快適な日常生活を支援するための用具を給付又は貸与します。

【利用対象者】

重度の障害がある方で、各種用具の給付等対象用件に該当する方

【現状と実績】

障害者自立支援法の施行に伴い、ストマ用装具などの排泄管理支援用具が補装具から日常生活用具としての取り扱いになったことにより、平成19年度からの利用実績が大幅に増加しております。

給付実績についてはストマ用装具などの排泄管理支援用具が占め、今後は横ばい又は増加傾向で推移するものと思われます。なお、その他の用具については年度によって傾向に変化があるため、横ばいで推移するものと思われます。

平成20年度11月時点で、全体の利用実績はおおよそ計画値どおりとなっております。

■サービスの見込量と実績値

区 分	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
<u> </u>	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
介護訓練支援用具	2 件	1 件	2 件	0 件	2 件	1件
自立生活支援用具	1 件	0 件	2 件	4 件	2 件	4 件
在宅療養等支援用具	0 件	0 件	1 件	0 件	1 件	4 件
情報・意思疎通支援用具	1 件	0 件	1件	0 件	2 件	1 件
排泄管理支援用具	324 件	170 件	341 件	290 件	355 件	357 件
居宅生活動作補助用具	2 件	1 件	2 件	0 件	2 件	0 件
合 計	330 件	172 件	349 件	294 件	364 件	367 件

(4)移動支援事業(必須事業)

【主な事業内容】

屋外での移動が困難な方が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を必要とする場合に、ヘルパー等によるマンツーマンでの付き添いや移動介護を行う個別移動支援、福祉車両による移送を行なう車両移送支援等を行います。

【利用対象者】

障害者手帳の交付を受けており、屋外においてひとりで行動することが困難な方や歩行が困難な方

【現状と実績】

平成20年度から、歩行が困難な方を対象とし、車椅子やストレッチャーのまま乗降できる福祉車両による移送支援を開始しており、利用実績については大幅に増加しております。

■サービスの見込量と実績値

F /\	平成 1	8年度	平成 19 年度		平成 2	0 年度
区分	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
実施箇所数	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所	2ヶ所	1ヶ所
利用者数	1人	1人	5 人	1人	6 人	40 人
延べ利用時間数	24 時間	39 時間	120 時間	33 時間	144 時間	360 時間

(5) 地域活動支援センター基礎的事業及び機能強化事業(必須事業)

【主な事業内容】

地域で生活する障害者の日中活動の場として地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援等の「基礎的事業」を行うとともに、精神保健福祉士等の専門職員の配置、機能訓練や社会適応訓練等を実施することにより、地域活動支援センターの機能の強化を図ります。

【利用対象者】

障害者手帳の交付を受けている方や、自立支援医療(精神通院医療)を受けている方

【現状と実績】

町内には、この事業の基礎となる地域活動支援センターを実施する事業所がないため、町外にある5つの地域活動支援センターへ業務委託により実施しております。

実績値について、町内における実施箇所数を計上しておりますので「0ヶ所」となっております。

■サービスの見込量と実績値

F /\	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
区分	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
地域活動支援センターⅠ型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	19 人	15 人	22 人	18 人	25 人	25 人
地域活動支援センターⅡ型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
地域行動又接ビングーⅡ空	0人	0人	0人	0人	0人	0人
地域活動支援センターⅢ型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	0人	0人	0人	0人	0人	0人

(6) その他の事業(任意事業)

●訪問入浴サービス事業

【主な事業内容】

地域における身体障害者の生活を支援するため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

【利用対象者】

本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者

【現状と実績】

平成20年11月現在、当該事業の実施には至っていないのが現状です。

今後、利用のニーズを把握し、町内外の事業所と連携を図りながら事業を展開していく必要があります。

■サービスの見込量と実績値

∀ /\	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
区分	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
訪問入浴サービス事業	0人	0人	2 人	0人	2 件	0 人

※実績値について、平成18、19年度は3月分の実績、平成20年度は11月分の実績を計上しております。

●更生訓練費給付事業

【主な事業内容】

就労移行支援又は自立訓練を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に対し、更 生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【利用対象者】

就労移行支援又は自立訓練を利用している方及び、身体障害者更生援護施設に入所している方で、生活 保護受給者又はこれに準ずる方。

●施設入所者就職支度金給付事業

【主な事業内容】

身体障害者更生施設等において更生訓練を受けている方、又は就労移行支援事業若しくは就労継続支援 事業を利用している方が、就職(自営業を含む)により施設を退所する場合に就職支度金を支給し、社会 復帰の促進を図ります。

【利用対象者】

身体障害者更生施設等において更生訓練を受けている方、就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利 用している方であって、就職(自営業を含む)により施設を退所することとなった方。

【現状と実績】

更生訓練費給付事業については平成18年度時点で対象者が8名おりましたが、施設退所や利用サービス 内容の変更等により、対象者が減少しております。なお、施設入所者就職支度金給付事業については、平 成21年3月時点で対象者がおりませんでした。

■サービスの見込量と実績値

区 分	平成 1	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
区分	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
更生訓練費給付事業	7 1	8人	8 人	7人	9 件	5 人	
施設入所者就職支度金給付事業	1八	0人	0八	0人	9 14	0 人	

●知的障害者職親委託制度

【主な事業内容】

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業 経営者等の私人(以下「職親」という)に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職 に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。

【利用対象者】

障害者相談センターの判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者。

【現状と実績】

平成19年度まで利用者はおりませんでしたが、平成21年3月時点で3名の方が利用されております。 五戸町には職親がおらず、他市町村の職親へ委託しているのが現状であるため、町内における実施体制 の確保に努めなければなりません。

■サービスの見込量と実績値

5 /\	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
区分	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
知的障害者職親委託制度	0人	0人	1人	0人	2 件	3 人

[※]実績値について、平成18、19年度は3月分の実績、平成20年度は11月分の実績を計上しております。

●日中一時支援事業

【主な事業内容】

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

【利用対象者】

障害者手帳の交付を受けている方

【現状と実績】

平成21年3月時点での利用者は5名と計画値を下回っておりますが、年度によって傾向に変化が見られます。なお、町内において、当該事業を実施する事業所がなく、町外の事業所を利用しているのが現状ですので、町内事業所における実施体制の確保に努めなければなりません。

■サービスの見込量と実績値

G /\	平成 1	平成 18 年度 平原		平成 19 年度		平成 20 年度	
区分	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
日中一時支援事業	5 人	2 人	7人	8人	9件	5 人	

●自動車運転免許取得費助成事業

【主な事業内容】

障害者が普通自動車免許を取得するのに要する経費を助成し、就労等社会活動への参加を促進します。

【利用対象者】

障害者手帳の交付を受けている方で、自動車運転免許証の交付を受け、かつ、自動車運転免許証の取得 により就労等社会参加が見込まれる方。

●自動車改造費助成事業

【主な事業内容】

身体障害者が就労等に伴い自らが所有し運転する自動車を改造するのに要する経費を助成し、身体障害者の福祉の増進、社会復帰の促進を図ります。

【利用対象者】

身体障害者手帳の交付を受けている方が所有し運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造することにより就労等社会参加が見込まれる方

【現状と実績】

各年度において、実績値は計画値どおりに推移しています。当該事業については十分に周知されていないため、自動車教習所等との連携を図り、当該制度の周知に努める必要があります。

■サービスの見込量と実績値

V	平成 1	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
区分	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値	
自動車運転免許取得費助成事業	0 1	0人	1 /	1人	o /#	1人	
自動車改造費助成事業	0 人	0人	1 八	0人	2 件	1人	

[※]実績値について、平成18、19年度は3月分の実績、平成20年度は11月分の実績を計上しております。

●経過的デイサービス事業

【主な事業内容】

平成18年9月末日において障害者デイサービスを実施している事業所のうち、平成18年10月1日に障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者等に移行することが困難な事業所のサービス提供を受けている障害者が、自立の促進や生活の質の向上等のため継続してサービスを受けられるように、平成18年度に限り引き続き事業を実施しました。

【利用対象者】

障害者手帳の交付を受けている在宅の方で、平成 18 年 9 月末時点で障害者デイサービスを利用していた方。

【現状と実績】

当該事業は平成18年度に限り実施した事業で、現在は廃止されております。

■サービスの見込量と実績値

F /\	平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度	
区 分	見込量	実績値	見込量	実績値	見込量	実績値
経過的デイサービス事業	1人	1人				

第4章 目標値の設定

旧体系の福祉施設が新しいサービス体系への移行を完了する平成23年度を目標年度と して、次に掲げる事項について、国の基本指針や青森県全体の数値目標との整合性を図 りながら、第1期障害福祉計画の実施状況や地域課題等を踏まえて数値目標を設定します。

1 施設入所者の地域生活移行に関する目標値

【国の基本指針】

平成 23 年度末までに、第1期障害福祉計画作成時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することを目指すとともに、平成 23 年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じた目標値を設定する。

五戸町では、地域における居住の場として、グループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により施設入所から地域生活への移行を推進しながら、第1期障害福祉計画作成時点の施設入所者数の1割以上が地域生活に移行することを目指すとともに、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを目指します。

【目標値の設定】

項目	数値目標	備考
入所者数(A)	67人	平成18年度末時点の入所者数
目標年度入所者数(B)	62人	平成23年度末時点の入所者数
【目標値】削減見込み(A-B)	5人 (7.5%)	国の指針では7%以上の削減
【目標値】地域生活への移行者数	7人 (10.4%)	・入所施設からグループホームやケア ホーム等へ移行する人の数 ・国の指針では10%以上が移行

2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

【国の基本指針】

平成 24 年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という。)の解消を目指し、平成 23 年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定する。

五戸町では、退院可能精神障害者について、地域における居住の場としての共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム)の充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により入院から地域生活への移行を進めます。また、退院者の地域生活移行を総合的に支援するための相談支援体制の整備等、入院者の地域移行を進めます。さらに、精神障害者の地域移行を進めていくため、精神障害に対する知識の普及啓発や交流等を通じて、精神障害者に関する正しい理解の促進に努めます。

【目標値の設定】

項目	数値目標	備考
退院可能精神障害者数(A)	15人	平成18年度末時点の入所者数
目標年退院可能入所者数(B)	0人	平成23年度末時点の入所者数
【目標値】削減見込み(A-B)	15人	

3 福祉施設から一般就労への移行

【国の基本指針】

第1期障害福祉計画作成時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを目指し、平成23年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。

現在、就労移行支援や就労継続支援の新体系サービスへ移行する事業者がまだまだ少ない状況です。今後、就労支援機関と福祉施設との就労支援に関するネットワークやシステムの構築を図り、情報の共有化などの取組を進めるとともに、就労支援機関との連携により、障害のある方の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

【目標値の設定】

項目	数値目標	備考
第1期障害福祉計画作成時点の	0.1	平成17年度に福祉施設から一般就労へ
年間一般就労移行者数	0人	の移行者数
【目標値】削減見込み(A-B)	2.1	平成23年度において施設を退所し、一
【日保恒】刊級兄込み(A-D)	2人	般就労する者の数

第5章 障害福祉サービスの種類と見込量

障害福祉サービス必要見込量確保のための方策

①訪問系サービス

訪問系サービスについては、地域生活への移行を推進する観点からサービス需要に応じたサービス量の確保が必要になりますので、今後の新体系サービスに基づくサービス 提供体制の整備状況の把握に努めます。

特に重度障害者や精神障害者に対するサービス提供体制の確保が求められているため、 身体障害者、知的障害者又は高齢者への訪問系サービスを実施している事業者に対し、 重度障害者や精神障害者における訪問サービスの必要性についての理解を図るとともに、 サービス基盤の整備に取り組みます。

②日中活動系サービス

日中活動系サービスについては、利用者の状況に応じ、居住系サービスと組み合わせ て必要なサービスを選択することができるようになっています。

サービス提供体制については、サービス提供事業者が利用者の意向等を踏まえながら 新体系へ移行することになりますので、サービス提供事業者の新体系への意向の状況や サービス需要の動向の把握に努めます。今後とも、相談支援事業者を通じて、利用者の ニーズに応じた適切なサービス提供体制の構築について検討します。

就労支援については、就労継続支援B型及び授産施設で働く障害のある方の工賃水準を引き上げ、就労活動を充実し障害のある方の社会参加を促進するため、青森県が策定した「青森県工賃倍増5か年計画」の推進に努めます。

③居住系サービス

居住系サービスについては、地域生活への移行を進めるため、共同生活援助 (グループホーム) 及び共同生活介護 (ケアホーム) 事業の推進が必要となります。国による共同生活援助 (グループホーム)、共同生活介護 (ケアホーム)等新設のための整備補助制度活用のための情報提供等に努め、共同生活援助 (グループホーム)、共同生活介護 (ケアホーム)事業所の確保に努めます。

また、公営住宅や民間賃貸住宅の入居の促進を図るため、住宅入居等支援事業を継続して実施します。

見込量の考え方

障害福祉サービスの見込量設定に関しては、これまでのサービス利用実績をもとに利用者数の推計を行い、事業者の新体系移行予定を踏まえながら、サービス目標量を設定しました。

(1) 訪問系サービス

【主な事業内容】

サービス名	事業内容	対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅での入浴・排泄・食事等の身体介護、 洗濯・掃除等の家事援助を行います。	障害程度区分1以上の方
重度訪問介護	居宅介護に加え、外出時の移動中の介護な どを総合的に行います。	重度の肢体不自由者で常に介護 を必要とする障害程度区分4以 上の方
行動援護	行動の際に生じ得る危険を回避するため の援護や、外出時の移動中の介護などを行 います。	知的障害又は精神障害によって 行動上著しく困難であり、常に介 護を必要とする障害程度区分3 以上の方
重度障害者等包括支援	居宅介護をはじめとする障害福祉サービ スを包括的に行います。	介護の必要度が著しく高く、常に 介護を必要とする、障害程度区分 6の方

【現状と課題】

平成 20 年 11 月時点で、居宅介護の利用者が 11 名、重度訪問介護の利用者が 1 名となっており、利用実績については計画値を若干下回っておりましたが、平成 21 年度以降に多くの障害福祉サービス事業所が新体系へ移行することから、当該サービス利用についても増加していくと見込まれます。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護			
重度訪問介護	126.5	143	159.5
行動援護	時間分	時間分	時間分
重度障害者等包括支援			

(2) 日中活動系サービス

●生活介護

【主な事業内容】

常時介護を必要とする方に対し、地域や入所施設において、食事・入浴・排泄等の介護や、創作的活動 又は軽作業等の生産活動の機会を提供します。

【利用対象者】

常時介護を必要とする者であって次のいずれかに該当する方

- ①49歳以下で障害程度区分3以上(施設入所は区分4以上)の方
- ②50歳以上で障害程度区分2以上(施設入所は区分3以上)の方

【現状と課題】

平成 20 年 11 月時点での利用者は3名で、利用実績については計画値を大幅に下回っておりましたが、 平成 21 年度以降に障害福祉サービス事業所の新体系移行が集中していることから、利用実績は大幅に増加し ていくと見込まれます。

■サービスの見込量

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
生活介護	100 人日	130 人日	996 人日

●自立訓練(機能訓練)

【主な事業内容】

地域生活を営む上で必要となる身体機能・生産能力の維持・向上を図るため身体的リハビリテーション や家事等の訓練を行います。

【利用対象者】

- ①医療機関や入所施設を退院・退所し地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続 や身体機能の維持・回復などの支援が必要な方
- ②盲・ろう・養護学校を卒業し地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な方

【現状と課題】

平成 20 年 11 月時点では 4 名の方が利用し、利用実績はおおよそ計画値どおりとなっております。 当該サービス利用については、サービス提供事業所が少ないため、利用そのものが少なくなっておりま すが、医療機関や入所施設等から地域生活への移行を推進していくことで、増加傾向で推移していくと見 込まれます。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練(機能訓練)	60 人日	70 人日	80 人日

●自立訓練(生活訓練)

【主な事業内容】

地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、食事や家事等の支援を行います。

【利用対象者】

- ①医療機関や入所施設を退所・退院し地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援 が必要な方
- ②養護学校を卒業した方や継続した通院により症状が安定している方等で、地域生活を営む上で、生活 能力の維持・向上などの支援が必要な方

【現状と課題】

平成20年11月時点における利用者は4名で、実績値については計画値を大幅に下回っておりましたが、 医療機関や入院施設から地域生活への移行を推進するなかで、当該サービス利用は増加傾向で推移してい くと見込まれます。

■サービスの見込量

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自立訓練(生活訓練)	234 人日	270 人日	358 人日

●就労移行支援

【主な事業内容】

一定期間にわたる計画的なプログラムに基づき、就労に必要な知識及び能力の向上や企業等とのマッチングを図ることにより、事業所内や企業等において作業や実習を実施し、適正にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

【利用対象者】

65 歳未満であって、一般就労等(企業等への就労、在宅での就労・起業)を希望し、知識・能力の向上、 実習、職場探し等を通じ、適正にあった職場への就労等が見込まれる方

【現状と課題】

平成 20 年 11 月時点での利用者は 31 人で、利用実績は計画値を大幅に超えておりましたが、サービス利用期間が満了する方が多数いることや、サービス提供事業所におけるサービス種別の変更が見込まれることから、当該サービス利用については横ばい、あるいは増加傾向で推移していくと見込まれます。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労移行支援	396 人日	396 人日	524 人日

●就労継続支援A型(雇用型)

【主な事業内容】

事業所内において、雇用契約に基づいて就労や生産活動等の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対して、一般就労への移行に向け必要な支援、指導等を行います。

【利用対象者】

- 65 歳未満であって、次のいずれかに該当する方
- ①就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ②盲、ろう、養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった方
- ③就労経験があり、現在、雇用関係のない方

【現状と課題】

当該サービス利用についてはサービス提供事業所が少ないため、利用そのものが少なくなっておりますが、障害福祉サービス事業所の新体系移行や、福祉施設から一般就労への移行を推進することにより、増加傾向で推移していくと見込まれます。

■サービスの見込量

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労継続支援(A型)	66 人日	110 人日	132 人日

●就労継続支援B型(非雇用型)

【主な事業内容】

事業所内において就労や生産活動等の機会を提供(雇用契約を結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方に対して、一般就労への移行へ向け必要な支援、指導等を行います。

【利用対象者】

次のいずれかに該当する方

- ①企業等や就労継続支援A型での就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった方
- ②就労移行支援を利用したが、企業等や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった方
- ③50歳に達してており就労が困難と判断された方
- ④試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援や就労継続支援A型の利用が困難と判断された方

【現状と課題】

平成20年11月時点での利用者は5名で、利用実績はおおむね計画値どおりとなっております。

当該サービス利用については、障害福祉サービス事業所の新体系移行や福祉施設から一般就労への移行を推進することにより、増加傾向で推移していくと見込まれます。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
就労継続支援(B型)	132 人日	176 人日	356 人日

●療養介護

【主な事業内容】

医療機関への長期入院による医学的管理のもと、食事や入浴等の介護、機能訓練や日常生活上の相談支援、声がけや聞き取り等のコミュニケーション支援を行います。

【利用対象者】

医療機関への長期入院による医学的ケアに加え、常時の介護を要する、次のいずれかに該当する方

- ①筋萎縮性側索硬化症 (ALS) 患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害程度区分6の方
- ②筋ジストロフィー患者や重症心身障害者で障害程度区分5以上の方

【現状と課題】

平成 20 年 11 月時点で当該サービスの利用実績はありませんが、必要に応じサービスを提供する必要があります。

■サービスの見込量

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
療養介護	1人	1人	1 人

●児童デイサービス

【主な事業内容】

肢体不自由児施設等へ通所し、日常生活における基本的な動作等の習得、集団生活への適応訓練等の療育を行います。

【利用対象者】

療育を行う必要がある 18 歳未満の障害児

【現状と課題】

平成21年3月現在での利用者は6名で、今後、横ばい傾向で推移することが見込まれます。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
児童デイサービス	50 人日	60 人日	60 人日

●短期入所

【主な事業内容】

障害者支援施設等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【利用対象者】

居宅で介護を行う方が病気やその他の理由により介護ができない場合であって、障害者支援施設等への 短期間の入所を必要とする方。

【現状と課題】

平成20年11月時点での利用者はおりませんが、必要に応じサービスを提供する必要があります。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
短期入所	5 人日	5 人日	5 人日

(3) 居住系サービス

居住系サービスには、共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援があります。

●共同生活援助(グループホーム)

【主な事業内容】

地域において共同生活を営むのに支障のない障害者に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

【利用対象者】

就労し又は就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者及び精神障害者であって、地域において自立した日常生活を営むうえで、相談や日常生活上の援助を必要とする方

●共同生活介護 (ケアホーム)

【主な事業内容】

主に夜間に共同生活を営む住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の援助を行います。

【利用対象者】

生活介護や就労継続支援等の日中活動を利用している知的障害者及び精神障害者であって、地域で自立 した日常生活を営むうえで、食事や入浴等の介護、日常生活上の援助を必要とする障害程度区分2以上の 方。

【現状と課題】

当該サービス利用については、施設入所者及び入院中の精神障害者の地域生活への移行を推進することにより、増加傾向で推移していくと見込まれます。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
グループホーム ケアホーム	17 人	20 人	23 人

●施設入所支援

【主な事業内容】

介護が必要な方や通所が困難な方で、自立訓練又は就労移行支援を利用している方に対し、居住の場を 提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。

【利用対象者】

次のいずれかに該当する方

- ①生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の方(50歳以上の場合は障害程度区分3以上)
- ②自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な方

【現状と課題】

第1期計画時点では、新体系へ移行するサービス提供事業所が少なく、計画値を大幅に下回っておりましたが、平成 21 年度以降に多くの事業所が新体系移行を予定しており、当該サービス利用は大幅に増加していくと見込まれます。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
施設入所支援	10 人	12 人	56 人

(4) 相談支援(サービス利用計画作成)

【主な事業内容】

相談支援専門員が、生活全般に関する相談や、福祉サービスの利用に関する計画(サービス利用計画)を作成するとともに、各サービスの実施状況を把握し、福祉サービス事業者等と連絡調整等を行います。

【利用対象者】

障害福祉サービス(自立支援給付)を利用するため支給決定を受けた方のうち、次のいずれかに該当する方。

- ①入所施設や医療機関から地域へ移行するため、一定期間集中的な支援を必要とする方
- ②ひとり暮らしの知的障害者や精神障害者、極めて重い身体障害者であって、自ら福祉サービスの利用 に関する連絡・調整ができない方。
- ③重度障害者等包括支援の対象者であって、障害福祉サービスの支給決定を受けた方

【現状と課題】

平成 21 年 3 月時点において利用実績はありませんが、必要に応じてサービスを提供する必要があります。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
相談支援 (サービス利用計画作成)	1人	1人	2 人

4 地域生活支援事業の種類と見込量

(1) 相談支援事業(必須事業)

障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う方などからの相談に応じ、必要な情報の提供、 権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう 支援を行います。

【主な事業内容】

●障害者相談支援事業

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等を行います。また、こうした相談支援事業を効果的に実施するため、地域自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施、地域の関係機関の連携強化等を推進します。

●相談支援事業機能強化事業

社会福祉士、保健師、精神障害者福祉士等の専門的職員を配置し、相談支援機能の強化を図ります。

●住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。

●成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ります。

【現状と課題】

五戸町では、一般的な相談支援や地域自立支援協議会の運営を行う「障害者相談支援事業」を担当 課において実施するとともに、そのほかの事業を含めた総合的な相談支援事業を、町外にある 5 つの 障害者地域活動支援センターへの業務委託により実施していきます。

計画値については、五戸町において実施している事業のみを計上しており、町外の障害者地域活動 支援センターへの業務委託分については計上しておりません。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
障害者相談支援事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
ア 障害者相談支援事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
イ 地域自立支援協議会	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
ウ 障害児等療育支援事業			
市町村相談支援機能強化事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
住宅入居等支援事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所
成年後見制度利用支援事業	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所

(2) コミュニケーション支援事業(必須事業)

【主な事業内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、 手話通訳や要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を仲介するため手話通訳者、要約 筆記者等の派遣等を行います。

【利用対象者】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

【現状と課題】

五戸町では当該事業を(社)青森県ろうあ協会への業務委託により実施していきます。

平成 21 年 3 月時点の延べ利用者数は 2 名で、計画値を下回っており、当該事業利用対象者等への周知及び関係機関等との連携を図りながら事業を展開していく必要があります。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
ア 手話通訳者派遣事業	2 人	3 人	3 人
イ 要約筆記者派遣事業	1人	1人	1 人
ウ 視覚その他障害のための 意思疎通の仲介支援事業	0人	0人	0人
合 計	3 人	4人	4 人

(3) 日常生活用具給付等事業(必須事業)

【主な事業内容】

重度障害のある人に対して、身体介護を支援する介護訓練支援用具、入浴や移動などの自立生活を支援する自立支援用具、またはストマ用装具などの排せつ管理を支援する排泄管理支援用具など、快適な日常生活を支援するための用具を給付又は貸与します。

【利用対象者】

重度の障害がある方で、各種用具の給付等対象要件に該当する方

【現状と課題】

給付内訳の大半を占めるストマ用装具などの排泄管理支援用具は増加傾向で推移し、その他の用具については年度によって傾向に変化があるため横ばいで推移していくと見込まれます。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
介護訓練支援用具	2 件	2 件	2 件
自立生活支援用具	2 件	2 件	2 件
在宅療養等支援用具	1件	1件	1 件
情報・意思疎通支援用具	2 件	2 件	2 件
排泄管理支援用具	367 件	379 件	391 件
居宅生活動作補助用具	1件	1件	1 件
合 計	375 件	387 件	399 件

(4)移動支援事業(必須事業)

【主な事業内容】

屋外での移動が困難な方が、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動など社会参加のための外出を必要とする場合に、ヘルパー等によるマンツーマンでの付き添いや移動介護を行う個別移動支援、福祉車両による移送を行なう車両移送支援等を行います。

【利用対象者】

障害者手帳の交付を受けており、屋外においてひとりで行動することが困難な方や歩行が困難な方

【現状と課題】

平成21年3月現在、町内には個別移動支援を実施できる事業所がないため、今後、利用のニーズを把握 し、町内事業所との連携を図りながら事業実施体制の確保に努める必要があります。

■サービスの見込量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施箇所数	1ヶ所	2ヶ所	2ヶ所
利用者数	50 人	55 人	60 人
延べ利用時間数	450 時間	495 時間	540 時間

(5) 地域活動支援センター基礎的事業及び機能強化事業(必須事業)

【主な事業内容】

地域で生活する障害者の日中活動の場として地域活動支援センターを開設し、利用者の状況に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、日常生活の支援や相談への対応、地域の関係機関・団体との連携による各種の交流活動への参加支援等の「基礎的事業」を行うとともに、精神保健福祉士等の専門職員の配置、機能訓練や社会適応訓練等を実施することにより、地域活動支援センターの機能の強化を図ります。

【利用対象者】

障害者手帳の交付を受けている方や、自立支援医療(精神通院医療)を受けている方

【現状と課題】

平成21年3月現在、町内にはこの事業の基礎となる地域活動支援センターを実施できる事業所がないため、当面の間は町外にある地域活動支援センターへの業務委託により実施していくこととなります。 今後、町内事業所との連携を図り、町内事業所での事業実施体制の確保に努める必要があります。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
地域活動支援センターI型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	28 人	31 人	34 人
地域活動支援センターⅡ型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	0 人	0 人	0人
地域活動支援センターⅢ型	0ヶ所	0ヶ所	0ヶ所
	0人	0人	0人

(6) その他の事業(任意事業)

●訪問入浴サービス事業

【主な事業内容】

地域における身体障害者の生活を支援するため、居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

【利用対象者】

本事業の利用を図らなければ入浴が困難な在宅の身体障害者

【現状と課題】

平成21年3月現在、当該事業の実施には至っていないのが現状です。

今後、利用のニーズを把握し、町内外の事業所と連携を図りながら事業を展開していく必要があります。

■サービスの見込量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
訪問入浴サービス事業	0人	2 人	2 件

●更生訓練費給付事業

【主な事業内容】

就労移行支援又は自立訓練を利用している方及び身体障害者更生援護施設に入所している方に対し、更 生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

【利用対象者】

就労移行支援又は自立訓練を利用している方及び、身体障害者更生援護施設に入所している方で、生活 保護受給者又はこれに準ずる方。

●施設入所者就職支度金給付事業

【主な事業内容】

身体障害者更生施設等において更生訓練を受けている方、又は就労移行支援事業若しくは就労継続支援 事業を利用している方が、就職(自営業を含む)により施設を退所する場合に就職支度金を支給し、社会 復帰の促進を図ります。

【利用対象者】

身体障害者更生施設等において更生訓練を受けている方、就労移行支援事業又は就労継続支援事業を利 用している方であって、就職(自営業を含む)により施設を退所することとなった方。

【現状と課題】

平成21年3月時点で、更生訓練費給付事業の対象者が5名、施設入所者就職支度金給付事業の対象者はおりませんでしたが、今後、地域生活への移行や一般就労への推進等により、利用者は増加傾向で推移していくと考えられます。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
更生訓練費給付事業	6 人	7人	8人
施設入所者就職支度金給付事業	1人	1人	1 人

●知的障害者職親委託制度

【主な事業内容】

知的障害者の自立更生を図るため、知的障害者を一定期間、知的障害者の更生援護に熱意を有する事業 経営者等の私人(以下「職親」という)に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職 に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高めます。

【利用対象者】

知的障害者更生相談所の判定の結果、職親に委託することが適当とされた知的障害者。

【現状と課題】

平成21年3月現在、3名の方が利用されており、今後、地域生活への移行や一般就労への推進により、サービス利用は増加傾向で推移していくと考えられます。

なお、当町には職親登録者がおらず、他市町村の職親へ委託しているのが現状であるため、町内における実施体制の確保に努める必要があります。

■サービスの見込量

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
知的障害者職親委託制度	4 人	5人	6 件

●日中一時支援事業

【主な事業内容】

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び一時的な休息を図ります。

【利用対象者】

障害者手帳の交付を受けている方

【現状と課題】

平成21年3月時点での利用者は5名となっており、第1期計画値を下回っておりました。

町内において、当該事業を実施する事業所がなく、町外の事業所を利用しているのが現状であり、町内 事業所における実施体制の確保及び当該制度の周知を図り、当該サービス利用の促進に努める必要があり ます。

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
日中一時支援事業	11 人	13 人	15 人

●自動車運転免許取得費助成事業

【主な事業内容】

障害者が普通自動車免許を取得するのに要する経費を助成し、就労等社会活動への参加を促進します。

【利用対象者】

障害者手帳の交付を受けている方で、自動車運転免許証の交付を受け、かつ、自動車運転免許証の取得により就労等社会参加が見込まれる方。

●自動車改造費助成事業

【主な事業内容】

身体障害者が就労等に伴い自らが所有し運転する自動車を改造するのに要する経費を助成し、身体障害者の福祉の増進、社会復帰の促進を図ります。

【利用対象者】

身体障害者手帳の交付を受けている方が所有し運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部を改造することにより就労等社会参加が見込まれる方

【現状と課題】

各年度において、実績値は計画値どおりに推移しています。当該事業については十分に周知されていないため、自動車教習所等との連携を図り、当該制度の周知に努める必要があります。

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
自動車運転免許取得費助成事業	1人	1人	1 人
自動車改造費助成事業	1人	1人	1 人

第6章 計画の推進

	(協議会の設置) 本計画の推進にあたって、自立支援協議会において計画の達成状況等について把
	握・点検を行い、事業の推進に努めていきます。
	自立支援協議会において、相談事例等の中から、計画に係る内容について集約し、計画の見直しにつなげていきます。
	(庁内体制の強化)
	庁内において、各分野の進捗状況を定期的に把握するとともに、関係各課の緊密な連携に努めます。
	(関係機関との連携)
	障害者やその家族、関係団体、地域住民、企業・事業者、行政の役割を明確にする とともに、保健・医療・福祉・教育・労働などの分野が相互に連携しながら、障害
	者の支援を図ります。
	より充実したサービスを提供するため、広域的な対応が望ましい施策について、近
	隣自治体とともに取り組み、効果的な推進を図ります。
	(住民理解の促進)
	発達障害や精神障害をはじめ、障害の特性や対応の仕方について、住民の理解を深める普及・啓発活動に努めます。
	(財源の確保) 計画の着実な実施に必要な財源を確保するため、町においては効果的、効率的なサ
_	ービス提供に努めるとともに、国や県に対して財政的措置を講じるよう要請していきます。
	適正な利用者負担の設定に取り組みます。